

○東京藝術大学演奏芸術センター点検・評価委員会規則

〔平成9年7月10日〕
制 定

改正 平成12年5月25日 平成25年3月7日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成30年5月17日

（設置）

第1条 この規則は、東京藝術大学演奏芸術センター規則第7条の規定に基づき、東京藝術大学演奏芸術センター（以下「センター」という。）において、点検・評価を行うため、東京藝術大学演奏芸術センター点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営について定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、教育研究活動等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についてのセンター長への報告
- (8) 企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の調査・審議

（組織）

第3条 委員会は、東京藝術大学演奏芸術センター規則第4条第1項に定める演奏芸術センター運営委員会において選出された次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 音楽学部選出の運営委員 2人
- (2) 美術学部（大学院美術研究科を含む。）選出の運営委員 1人
- (3) センター所属の運営委員 1人

2 前項の委員の選出は、年度の初めに行う。

（任期）

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員がその任期途中で運営委員を交代した場合には、引続き委員の任に当たるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条に掲げる委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代

行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会において可決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成9年7月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成12年5月25日から施行する。

2 この規則の施行後、初めて任命された第3条に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月17日から施行する。